

令和3年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月13日（月）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第35 議案第20号 令和3年遠軽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第36 認定第1号 令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第37 認定第2号 令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第38 認定第3号 令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第39 認定第4号 令和2年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第40 認定第5号 令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第41 認定第6号 令和2年度遠軽町水道事業会計決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第42 認定第7号 令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第43 意見案第1号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 日程第44 意見案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書
- 日程第45 意見案第3号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 日程第46 意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第47 常任委員会所管事務調査報告書

◎出席議員（16名）

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君		

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君	経 済 部 技 監	内 野 清 一 君
総 務 課 長	鈴 木 浩 君	情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長	今 井 昌 幸 君	財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君
税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君	保 健 福 祉 課 長	古 賀 伸 次 君
住 民 生 活 課 長	高 橋 静 江 君	子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君
商 工 観 光 課 長	長 原 裕 一 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
生 田 原 総 合 支 所 長	今 泉 郁 夫 君	生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	大 泉 勝 義 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	加 藤 政 勝 君	白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	社 会 教 育 課 長	水 野 徹 君
監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小野寺 正彦 君	事 務 局 参 事	岩 井 誠 志 君
事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、岩澤議員を指名します。

◎議事日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第35 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第35 議案第20号令和3年遠軽町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第20号令和3年遠軽町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

令和3年遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を202億2,749万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款、国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2,236万5,000円を追加し、総額を18億26万2,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に200万円を追加し、総額を9億1,768万7,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に279万3,000円を追加し、総額を3

億361万9,000円とするものです。

これにより、歳入合計202億33万7,000円に2,715万8,000円を追加し、総額を202億2,749万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,715万8,000円を追加し、総額を67億6,849万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計202億33万7,000円に、2,715万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の202億2,749万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、感染症対策に係る経費2,715万8,000円を追加するものです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加公布により、公布減額が増額となることを受け、交付金事業全体の執行状況含めた事業精査によりまして、プレミアム付商品券発行事業及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、事業内容を拡充するものです。

プレミアム付商品券発行事業については、発行冊数を1万8,000冊から2,000冊増刷の2万冊とした上で、プレミアム率を20%から30%に引き上げることとし、プレミアム付商品券発行事業補助金2,433万7,000円を追加、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金については、プレミアム付商品券の拡充に合わせ、配布する商品券の金額を1,000円増額し、1人1万3,000円の商品券を配布することとし、慰労金179万円及び慰労金支給事業委託料3万3,000円を追加するものです。

小中学校修学旅行キャンセル料負担金につきましては、道内の感染症拡大の状況により、修学旅行の日程を延期としたことや、感染症の影響で生徒が不参加となったことにより、キャンセル料等の追加的費用が発生していることから、負担金99万8,000円を計上するものです。これは、現時点で小学校1校、中学校2校の修学旅行について、追加的費用が発生しているため、感染症の拡大や緊急事態措置等の影響による保護者の負担軽減を図り予算計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,236万5,000円の追加です。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金200万円につきましては、商品券発行事業の発行冊数の増冊に伴う北海道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金の追加です。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金279万3,000円につきましては、前年度

繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は第1表、歳入歳出予算補正予算を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに送ります。

2款総務費8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ2、歳入に入ります。

15款国庫支出金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ16款道支出金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ20款、繰越金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第20号令和3年度遠軽町一般会計補正予算第6号を採決いたします。

本案は討論省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 認定第1号から日程第42 認定第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第2号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第3号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第4号令和2年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第40 認定第5号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第41 認定第6号令和2年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第42 認定第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定7件について、委員長の報告を求めます。

佐藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤昇君） 令和2年度遠軽一般会計歳入歳出決算認定及び各特

別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告します。

令和3年第6回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの7件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く、全議員による決算審査特別委員会を9月7日に設置し、議会会期中の9月7日から10日までの間4日間にわたり決算審査を実施したところです。

決算審査期間中、理事者におかれましては資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を本質的に進めることができましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

令和2年度の各会計歳入歳出決算認定7件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり指摘事項の意見を付して認定することに決定しました。

意見につきましては、当委員会でもとめましたので別紙を読み上げて報告します。別紙をお開きください。

認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

町税については、町税の調定額は、23億6,221万4,000円で収納率は92.0%、対前年度比0.2ポイント減、収入未済額は1億8,808万8,000円となっています。健全財政を進めるために、一層の収納率向上に努めるべきです。

町営住宅管理事業については、町営住宅使用料の収入未済額3,103万7,000円は昨年度と比較して335万3,000円の増となっています。引き続き早期回収に努めるべきです。

地域医療の確保について。地域医療対策事業については、遠軽厚生病院は遠紋地域の中核病院であることから、今後も安心して医療を受けられるよう、医師確保も含め診療体制の確保に努めるべきです。

診療所について、医科診療所運営事業及び歯科診療所運営事業については、地域住民の医療確保は地域生活を支える礎であることから、今後も身近な地域で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携し、引き続き医療機関や診療体制の確保に努めるべきです。

なお、口頭で申し伝えます事項は次のとおりです。

健全化判断比率について、監査委員からの意見もありますが、令和3年度から町村合併特例期間が終了し、経常一般財産の減少が見込まれます。

したがって、遠軽町財政計画に沿った計画的かつ健全な財政運営に努めてください。

介護の人材確保について。慢性的な介護人材不足に対応するため引き続き新たな施策も含めた人材の確保及び育成に取り組むべきです。

経済部所管施設の所管見直しについて、町村合併から15年が経過し、商工観光課所管施設、例としてオホーツク文学碑公園管理事業や、多目的ハウス管理事業などについては、その用途が変化していることから現在の利用状況に鑑み、用途に則した部署に移管すべきです。

以上で、令和2年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑を行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定7件を採決いたします。

採決は、認定第1号令和2年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第43 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 意見案第1号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます岩澤議員。

○5番（岩澤武征君） 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところではありますが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月13日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣です。

議員各位の賛同をよろしく申し上げ、説明を終わります。以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより意見案第1号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の採決をいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第44 意見書案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今村議員。

○15番（前田篤秀君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、読み上げて説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済

対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年9月13日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

議員各位の御賛同を申し上げ、説明を終わります。以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方材税源の充実を求める意見書を採決をいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第45 意見書案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第3号出産育児一時金の増額を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○2番（阿部君枝君） 出産育児一時金の増額を求める意見書。

厚生労働省によると令和元年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は平成21年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、平成23年度にそれを恒久化、平成27年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000万円に引下げ、本来分39万円を40万4,000万円に引き上げました。

令和4年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためにも、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。少子化対策は我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月13日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第3号出産育児一時金の増額を求める意見書を採決をいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第46 意見書案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第46 意見案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○1番（秋元直樹君） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、読み上げて提案いたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和す

るなど、地方負担の軽減を図ること。

8、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

9、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

10、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

11、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月13日、北海道遠軽町議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決をいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第47 常任委員会所管事務調査報告書

○議長（前田篤秀君） 日程第47 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（竹中裕志君） 令和2年第5回遠軽町議会定例会において承認

を得ました、総務・文教常任委員会委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了いたしましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の報告書に当たっては、主な内容について読み上げて報告といたします。

まずは第1項の条例に関する事項についてとして特に、(3)子どもの権利条例の制定については、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長の支援するためには、その仕組みを条例化し子どもの利益と権利の保障を確立することが重要であります。

よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等、子どもの権利を守るため本条例の制定に向けてより積極的に取り組むべきであります。

第2項の財産管理に関する事項として特に、(1)公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきであります。

次、(2)未利用財産等の管理については、売却等に努めているところでありますが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については未利用施設等としないよう早急にその利活用を検討し、未利用財産処分等の計画を見直すべきであります。

第4項の事務執行に関する事項として、(1)の組織機構等については、職員配置を含む組織機構等について、本所・総合支所のあり方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を早期に図るべきであります。

第5項の町税等に関する事項については、町税等の収入未済額について町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要で、町行政の運営、住民サービス提供のため徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきであります。

第6項の学校教育に関する事項として、特に(1)教育施設の整備・充実等については、児童・生徒が減少してきていることから、将来を見据えた学校施設の整備・充実や学校の統廃合を検討するべきであります。

第7項の社会教育及び文化に関する事項について、特に(1)の生涯学習については、生涯学習の必要性は年々多様化していることから、その拠点となる社会教育施設の整備とともに社会教育事業の充実を努めるべきであります。

第8項の社会体育及び健康づくりに関する事項について、特に体育施設の整備については、町民ニーズに加え、各種大会・合宿誘致の観点からも体育施設等の整備・充実を努めるべきであります。

第9項のその他に関する事項について特に、(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増

強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであります。

次に（3）の公共交通体系の総合的検討については、公共交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのために早急に対応を検討すべきであります。

（4）の石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきであります。

（5）の白滝ジオパーク構想の推進については、引き続き広域的に推進すべきであります。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（佐藤昇君） 令和2年第5回遠軽町議会定例会において承認を得ました。民生常任委員会委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

民生常任委員会の所管事務調査報告については、主な内容について読み上げて報告とします。

第1項の、社会福祉に関する事項については特に（1）の高齢者世帯等の支援について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきです。

（2）の高齢者の見守り体制の充実については、孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきです。

次に（3）の障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について、第6期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者個々の状況に応じた各種支援を推進すべきです。

（4）の社会福祉事業者との連携については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会福祉事業者を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講ずるべきです。

第2項の、介護保険に関する事項については、介護保険制度について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきであり、また、ボランティアなど地域の多様な資源を活用し、地域の助け合いや支えあいを進め、生活支援体制整備を推進すべきです。

第3項の保健衛生に関する事項については、地域医療体制について、継続して医師確保に努めるべきであり、また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、地域医療提供確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきです。

第4項の環境衛生に関する事項については、特に（2）空家等対策の推進にあたっては、特に特定空家対策の計画については早期に策定し、これに基づく実施に取り組むべきです。

第5項の住民生活に関する事項については、特に（1）道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向けて、全ての住民が安全・安心に歩行できる歩道等の整備を、関係機関と連携し実施すべきです。

第6項の子育て支援に関する事項については、子育て環境について、子ども・子育て会議とよく協議し、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの活用を図るべきであり、年間を通した遊び場のあり方についても具体的に進めるべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

秋元経済常任委員長。

○経済常任委員長（秋元直樹君） 令和2年第5回遠軽町議会定例会において承認を得ました、経済常任委員会委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

次のページをお開き願います。

当常任委員会の所管事務調査の報告について、主な内容について読み上げて報告とします。

第1項の農業及び林業に関する事項については、特に（1）農業について、農畜産物の振興と安定供給のため、新規就農者等支援制度の推進をはじめとする担い手育成・新規就農者の確保等必要な支援の充実に努めるべきです。

（2）林業については、森林環境譲与税を活用した森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林づくりを担う事業体や人材の育成に必要な支援措置を講ずるべきです。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項については特に、（1）商工業について、関係諸団体と連携協議し振興策の実現に向け努めるとともに、地場産品等の研究開発やPRを促進すべきであり、また、起業推進対策については制度の推進のため広報等周知を図り、起業の支援を促進すべきです。

（2）観光産業について、北海道の観光環境が大きく変化し、新たな観光施策が求められていることから、観光客誘致等の計画見直しや地域の特色を活かした観光のあり方を再検討すべきです。

第3項の消費及び労政に関する事項については特に、消費について新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に大きな影響を受けている事業所を守り、地域経済の活性化を図るためにも、引き続き業種に応じた手厚い支援を講ずるべきです。

第4項の道路及び河川に関する事項については特に、（1）道路について。道路改良及

び道路維持については、地元住民の意見を十分に把握するとともに、計画的な道路整備をさらに推進すべきです。また、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の整備を計画的に進めるべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項については特に、住宅建設について、民間の住宅や集合住宅の需要及び空き家状況を勘案し、総合的に検討するとともに、既存の住宅の修善・改修に当たっては、耐用年数及び利用状況の推移をみながら執行すべきです。

第7項の都市計画に関する事項については、都市計画マスタープランの推進について、関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきであり、また社会状況に合った見直しを図っていくべきです。

第8項の公共下水道事業に関する事項については特に、(2)下水道処理区域について、下水道処理区域内での効率性を高めるために、普及促進を推進すべきであり、また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきです。

第9項の水道事業に関する事項については、水道施設の整備、水源周辺の保全、また滞水池施設を整備したことから、災害時を含め引き続き適切かつ安定した水量と水質管理に留意すべきです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

日程第48 常任委員会及び議会運営委員会、所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定によりお手元に配布のとおり各委員長から申し出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、承認にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については各委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 令和3年第6回遠軽町議会定例会の閉会に先立ちまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

平成29年10月に3期目の町長に就任させていただいてから4年が経ち、来月には町長町議会議員選挙を迎えます。

今任期中議員の皆さまとお会いすることは恐らく、本日をもって最後となるのではないかと存じますので、この機会にこの間の議員の皆さまの御協力に対し、心から御礼を申し上げますと同時に、町民の福祉と遠軽町発展のために注がれた皆さまの御尽力に深く敬意

を表す次第であります。

この4年間町民がお互いに意識を共有できる、一体感を醸成すると共に、元気あふれるまちづくり、愛情あふれるまちづくり、未来につなぐまちづくり、みんなでつくるまちづくり、自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくりを柱として町政運営に覚悟を持って全身全霊で取り組んできたところでありますが、道の駅遠軽森のオホーツクの整備、また長年の懸案事項でありました、遠軽町芸術文化交流プラザの整備といった大型事業につきましても、議員の皆さまを始めとする町民の皆さまの絶大なる御支援、御協力そして御指導によりまして進めることができ、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、皆さまの中には前田議長をはじめ、今期限りで御勇退される方がいらっしゃると聞き及んでおりますが、御勇退されます方には、これまで長きにわたり本町の振興発展に御尽力いただき心から感謝を申し上げますと共に、今後ともお力添え賜りますようお願い申し上げます。

また、町議会選挙に立候補予定されております皆さまにおかれましては、当選を果たされ引き続き御活躍いただきますよう、御健闘を心より祈念申し上げます次第でございます。私も町長選挙への立候補表明しておりますが、再びこの場で皆さまとお会いをし、いまだ終息を見通せない新型コロナウイルス感染症対策やJR石北本線の存続、医療の充実といった諸課題に取り込みますと共に、将来にわたり健全な財政基盤を確保しながら、まちの持続的発展のために頑張っている決意をしているところであります。

終わりに、この4年間の議員の皆さまの御指導、御協力に対しまして、改めて心からの感謝を申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（前田篤秀君） 令和3年第6回町議会定例会の全日程終了することに当たりまして、一言皆さま方に御挨拶を申し上げます。

この4年間議会の運営におきまして、多大なる御理解と御協力を賜りますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

私も町政の推進と円滑なる議会運営のため、誠心誠意努めてきたところであります。いつの議会におきましても、議員各位も極めて真剣かつ熱心な議論と理事者をはじめ、職員の方の誠意あふれる説明と対応により共に論じつつ、より良い方向性を見い出しているものと確信しております。

特にこの4年間は、社会情勢が大きく変化した中であって一昨年突如世界中に蔓延した、新型コロナウイルス拡大は、町民の生活や町の経済に大きな影響を及ぼし、その対策に追われている中、道の駅森のオホーツクのオープンや仮称遠軽町民センターの建設など、大きな事業を進めることができたことは、これからの遠軽町の拠点施設となり町民の生活にも良い変化を与えるものだと思っております。

ここに任期中における議員始め、理事者各位の御努力と御尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

任期も残すこと1か月余りとなり、10月3日は町長、町議の選挙を迎えますが、このような状況に起きまして、勇退されます方、また再選を目指す方々もこれまでの経験を種といたしまして、立場が違いますが、ふるさと遠軽町の一層の発展のために、さらなる御尽力をお願い申し上げる次第であります。

私も今期をもちまして、旧丸瀬布時代から通算で10期38年の議員の生活に幕を下ろすことにいたしました。

これまで御協力、御支援をいただいた皆さまに深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

終わりに、皆さま方の今後、ますますの御多幸と御活躍を心から御祈念申し上げ、簡単ではありますが、私のお礼の言葉とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で令和3年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

◎閉 会

○議長（前田篤秀君） 御苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀
署名議員 谷中裕亮
署名議員 岩澤武征